

「日本の政治・行政活動における文書情報・記録の『不備』について」

2017年7月27日

鬼木 甫

「日本の政治・行政活動における文書情報・記録の『不備』について」

最近の「加計問題、森友問題」など一連の出来事を見ていると、残念ながら日本はまだ「政治・行政後進国」の水準に留まっていると言わざるを得ない。日本の中枢で「文書がある」「ない」、「言った」「言わない」、「会った」「分からない」などの種類の対立が多いことは、政治・行政分野の情報管理方式に大きな欠陥があることを示している。日本にも行政管理や公文書管理を目的とした法律はあるが、先進国水準から見てその内容が格段に粗雑なのであろう。筆者が米国の通信法・同規制関係の文書を調べた経験から、日本において改善すべき主要な点を述べてみる。

(1) 日本では行政文書が「行政行為の結果(決定、命令など)」を示すものに限られており、そこに至る「経過」に関する情報・文書(つまり行政活動の記録)が整備されていない。一部作成されていても取扱方式に不備があり、法的基盤も作られていない。

(2) 行政文書の作成・共有にIT機器が多用され、文書の数量が増加して行政記録が整備されたかのように見える。しかしながら文書全体として組織化・体系化されていないので、記録として価値が低く、大切な時に使いものにならない。具体的には、文書本体だけが漫然と作成・共有されており、文書の「属性(ID番号、各種の分類、取扱方式など多数)」が欠落している。行政記録として活用するためには、法令によって文書に付すべき各種の属性(文書のメタ情報)について定めておく必要がある。

(3) 行政決定に関わる各種の行為(面談、陳情、意見表明など)を事後的に文書化して保存・公表することが義務化されていない。その結果日本では、国民の目に触れないままで公権力を一部の利害関係者のために適用する事例がまかり通っている。米国の通信規制機関FCCでは、この種の行為は *ex parte presentation* と呼ばれてその記録作成と公表が義務付けられている。

Q: 要するに議事録をとる習慣が日本にはないということですが、どのような政策を具体的に提案したいのか、教えて下さい。

鬼木甫 ex parte presentation の規制とは、たとえば「政府の担当官にこっそり面会して何か頼む」ことを規制するものです。通常は、面会の議事録、つまり依頼内容、依頼者、相手担当官、面会日時・場所、などの事項を文書化し、これを定められた方式で公表することを義務づけます。

その義務化の法制化はどのようにすれば良いのでしょうか。

鬼木甫 現行の「行政手続法」に条文を新設する、あるいは、たとえば「国民による行政担当官への要望・請願の包括的な情報公開のための法律」のような新法を議員立法することが考えられます。